養浩堂日記

係乙未西京
春良摂神行

養浩堂藏書

早稲田大学図書館
文書27
A 89

原本

乙未蹇身錄

養浩堂日記要　廿八年

五月五日　好晴　日曜

午前九時黒田伯より嘱托の小刀を携き使を以て
持参せし伊予の色地井戸と藤花盛開の十畳観
せんとの誘引あり来り西園寺大臣と電話を借て
伯爵供の波と迎辭いたし十時過三宮邸を誘引す
伯爵と午食を於濟みし令娘令子嬢伴人カ二人引き
色井戸を見物せし山を下る五月節句昨日曜也来客
人影一況や清架紫藤花盛り長傑無比池水
を映し艶景不一言池邊に茶屋小休の内人を
楽しむ清を眺め十分賞覧せり来り伯爵邸に

裏ハ料理茶屋亀川ヨリ地方ヘ雇ハレ来リシ伯
爵家人警部ヲ宅ヲ一周ヲ小船ヲ以テ亀井戸
ヨリ押上ヲ野辺ヲ出テ枕橋ヲ大川ヲ傍ヲ三囲
ヨリ伯爵ヲ談話對酌中俄然ヲ京都大本営
ヨリ電報来リ
右ヲ内閣大臣ハ七日ヲ上ハ枢密院顧問官ハ其翌
八日ヲ上京ヲ出発ヲ来リ右ハ内閣員
并枢密院議長南條ヲ兼ヲ是ヲ日ヲ中
ヲ来ル、秘密ヲ中ヲ命ヲ
ヲ去リ世界日報記載ヲ外国莫斯港戦
雲ヲ漂ハ来列国ヲ干渉説ヲ酷ヲ世ヲ

伊藤伯ハ山縣西郷松方三大臣ヲ黒田伊藤陸奥
外務大臣ヲ別荘ヲ会合シ山縣ヲ右領地金州旅
順口ヲ出帆ヲ成ル二十七日ヲ廣島大本営ヲ西京ヲ移
駕ヲ上ハ廣島ヲ出発ヲ西京ヲ出発ヲ右例ヲ為
成ル形況ヲ心安易天象ヲ見ル月ヲ
黒田伯ハ伊藤陸奥大臣ハ右ヲ書簡ヲ注意
ヲ

肅啓
西陛下益々機嫌御安被為遊恐悦至極ヲ大慶
況ヲ揚山縣侯爵ヲ伊藤侯ヲ外相閣
下疾くヲ御全快ヲ事ヲ遥察在御ヲ為邦家吳

[illegible]法治療加養に祈り奉り候に付て各大臣清閑に異状
なく消光候段奉存候に付て一の為に御内々に御文今回
に一大出来事成り容易ならざる次第既に最大事局
に臨候を無人なる際の業にて何分にも奉配
に相成り盡くに難く唯々恐縮に堪へず其然
自つから胸中成竹なきに非ず信じる疑はざる事に別
時来に得失前途遠遠思ひ所謂瞻
恐怯衣破症ず又縫ひ又縫ひと去議のめく思耐必
ず事局信定成就に要する確信罪なく一片に裏
情赤心難く取扱仕候心事御諒察被下度
備て又に晴窺電信の事件は別紙に参考に為

供覧に書餘は別紙に認め出す御要に章に御
意を得度く候

廿八年廿月廿日

黒田清隆

伊藤総理大臣殿閣下
陸奥外務大臣殿閣下

追伸仕来る廿八日宮内省に参内謹一を祈り上げ
在京各大臣へ伺候御序に祈り奉り候に付て又四方の拝年大臣に
内書を以て極密に御知
ひ三国干渉に付ては別紙に実際の尽力切に御上奏
に陳述被遊度日出事大機密の事に付我平
四に親交於道に国力君を密に出て君

の耳に入り世論沸騰し遂に露佛三國同盟
しの清廷に申し金州半島を日本に
永久占領の事に三國に利益上の關係あるを以て陶議
官に成旨果國政府の手を經て我外務省に來
り批准調印を五六日延引後に漸く來り三國
利益上關係に鑑み日本に之
を拒絶せば彼等軍艦を以て威嚇を斷行し我
運輸を妨害し何れの世か盟運動し
結果の彼の金州半島を返還すべし好味深長なる
所事最大事件為局着經營慎深中の君
誠に之を和せざるを決果當局者の詳細を問ふ

但曰く今日數日前清廷より米國北京駐在公使に手を
經て電報を以て詰られたる露佛獨三國と合せ馬
關條約に他に正説を生じたる最初に批準を延へられ
候に來り我に馬關條約に外に決定に成る
を以て答せられたる所に天津李鴻章より電報
第一皇帝批準に來り電報を大に貴電
拝承余今日全部に反對を遭ふと雖も馬關
條約に批准を擁護し余に皇帝に許可を得
て露佛に及獨の要請を變更事件を悟了
なるの密約なるを信ず且臺灣に階級なく
驚擾を惹き理なし義を皇帝に委任せる事

の國情を結ぶ事能はず斡旋すべしと同意せるに
て電報を流布し李鴻章より世界各國に
対卓立独國と情義を交ぜんと誠を社稷に臣
言あべし若し公使（英公使ならん白須賀氏か伊藤氏か）を説き今
國と三國同盟を盡力ハを畢端全く獨乙なるべし
獨乙が佛國の復讐を畏れて機を乗じて露國
を援結し獨國と利害を謀る在り佛國獨乙の
讐敵を見て露國蒼茫と好誼を對し年金俄
同盟を而して獨乙に東洋を植民地となく艦隊を
嗤智謀奇計を興らしめ露國を鼓動し出ずる一
大變動を為す最も悪しき事なり露西亞府に於る

日本を金州半島を領せるを見て日本露國と関係
に極別利害の事なる見るべし此段を報ずる
講和なるべし
右若年に誠一愚忠を盡し國家將来を慶
慮を所存の閣臣をいまに新聞紙載
せざる前事得ざる以前書報獨我心志を苦
所なる為ざる為井戸茶屋偶然を伯
爵宅を大臣元老を用ひ電報ありと雖も
中情黙し難く酒間たる一材を語ん為
昨年九月以来非常を形勢を廣島大
本營に支向

養浩堂

天機奉察志の如くに得共職掌之義に付
なるべく遂に義和協力の実を挙
西陸下西京に還幸の成り得共 此際一変
天機伺奉度事柄に幸
閣下出用の上にて大事に決断を遂い
深く御志を遂げ奉る事
尊意を伺ひ上申仕候義並に言上指揮注意下
度新り上げ申
廿八年五月廿日
誠恐再拝
吉之通一紙れ認め白くの事共奉願
謹テ 御内意仕度

養浩堂

伯爵一筆内意を刑部卿宅大八郎好時機
到来を大悦仕候家内の極懐を命す
六月野冷氣
七月十七
大八郎浪華彰の勝海舟の果て
久世副議長を訪ひ長崎宅紡美
藩中少年部の者を招き他宅
実に内意を用ひ御いまだ不十分瀬
事上下の路沿へ来久世の生徒
西園寺議長を訪
銀座野田屋林伯爵を皮帽を買
勝海舟書状金拾圓餞別

養浩堂

係ル出発之際何レニ八銭割呈度之由ニ而共
何も思ひ當らす兎ニ角其失敬ニ存
故ニ其汽車賃之切符代ニ当ル銭
別ニ呈シテ取捨ニ而以テ志ヲ達シ候
候トゝ云也

七月六日　曇ル

講了印閲

大八當町ゟ来り旅費を借長政ニ別辞
遣すべしとて堀亮町ゟ来
大八黒田ニ参リ僕之出發を告しむ　今夕
九時ニ福官発車ニ付之を停車場ニ而見送

出状差出し明午前十時発車を報す
壽一乃来ル證書を認め可二而當町ニ参ル　金
八拾圓借用し帰ル

七日　晴　午前大雨

長政見立ニ来ル　大八新橋まで来り送ル
午前十時四十五分発車国府津まて　午時離函
を貫ク山北ゟ白晝點火隧道子の七箇所を
通過し湯坂城を函山の林麓ニ見る白雲函山
の半腹以上殆ど雲ニ包まれて其面を露さす須
津まて少時滞車せしを全く函山之林麓を経
過平坦之地ニ到ル岩淵ニ而ありし富士川を渡りて

暫時停車車中より首を擡げ四望すれば
嶽金觀嬥花と
類天半の描畫こゝ景いと高く
所々あるも浦原より東海を一望すれば伊豆駿河
の海より遠山紫翠を拂ひ千田こゝ暴ち久能の
尤崎まで目睫の間集り海付穏なる晩天風
なく実に稀なる時光なり沖津より全く黄昏
靜圖まで汽車點燈晩習雖事を要し宇津
こゝ燈を往過濱松市燈火繁光戦を抜海
中汽車面白き月光明に蓋し好ふかし
豊橋にて食を辯し夜一瓶酒を飲く名古屋

養性堂

相生より大垣に一睡本巣川岐阜大垣関ヶ原等
中を経過し米原より関ヶ原を注意
草津全く夜明

八日晴

車中より一瓶を飲し琵琶湖水一面瀬田長橋
を見るの所ゆえ大津より逢坂山の隧道を
経過し午前九時過き京師七條停車場着
す

七條警察所より黒田議長に電報を問ふ
三條上ん木屋町生産(イキン)所より野村彦兵衛人力車
命じ直ちに所に黒田伯に面会の時

養性堂

る〻伺候所なり故に別に有るよし道家秘書に
曰行幸ある世生家に内侍の別室あり
二階に遷御間あり帝王の内侍と共に
夜引移り給ふ殿上人初位殿上雷鳴
午後農暑俄に八十度に上る
一天機伺候のためフロリスフート着用人力車人
引き曰皇居に近き紫宸殿前陽明門に天
本營に表札あり通用門の西に直に出る関
暑降り出る人揺籠に西洋人人揺籠に
〻西陣下に伺候記名一に付伺天機一に付伺
御機嫌を記す蒸暑最も一の笑

皇帝陛下に冊を奉伺天機に付に従五位非職
爵位に向て事宮島誠一郎に渡す誠一郎
頂り姓名書認べらるす大国の如き
難堂に渡じ少し変あるを次葉の白紙の書せ
らるべしとの事なり彼の爵位に向て事を
辞す唯に従五位宮島誠一郎と書き伺の表
を前者に人次
御所に一周る中山忠能公初前を迎き又梨
本神社三條実美公前に河原町梨本宮舊邸
伊藤参議に大臣に諮問し其北郭伏見宮別邸
に陸奥外務大臣に諮ふ病気故宮し北郭

全快ヲ感ス此日出ヲ去テ中野ヲ
三本松ヲ経テ中井駅ノ送宅ヲ訪ヒ主人出テ客
歓ヲ尽シ能ク命ニ不生ヲ問フ八日ハ三峯峠ヲ
越ヘテ浅茅ヶ宮ヲ過ギ宅ヲ訪フヲ
禅山海軍中将及大鳥鶴四郎ヲ訪ヒ共ニ立
非常ニ劇暑ヲ凌ヒ俄ニ袷衣羽織ヲ用ヒ松茸
ヲ浅五郎通ヒ有ル松葉屋ニ宿シ一
年一度藤寿稲荷ニ祭礼ヲ迎ヒ一流毎
ニ幕燈灯ヲ飾リ内ニ屋台曳廻ヲ以テ
懐心商賣休業ヲ振ヒ非常ヲ祭礼
祭礼ヲ以テ大ニ賑ヒ郭ヲ過キ

養浩堂

清水観音ヲ参詣茶屋休ム所ハ懐遠
景ヲ賞シ三十三年前ニ懐舞ヲ舞ヒ一七ヲ
成就院ヲ訪フ展覧ヲ立寄リ一見園池
水ヲ賞院文久癸亥戊辰ヲ常住
ヲ過ギ中清茶ニ掬ヲ院中僧侶ヲ
面会ヲ求メ仏人ヲ面会ヲ浅五郎一見ヲ
リ海ノ海月流汗湯ヲ快不可言
却食ヲ寓ヲ所中大来飲酒中黒田伯ヲ
楼本大臣来話ヲ夜ヲ客信ヲ客ヲ
晩天ヲ黒田伯寓ヲ大臣柏宮来往如
織車ヲ楼ヲ稜ヲ芝共批準ヲ

養浩堂

期日ちかき伊東辯理大臣より何と報知有り此の
三國干渉と結果如何実に如何と考自ら評し
苦心焦思と実況を問題し一首を首相に贈
新行出来霊神遥見機爾暨是英雄
なる大局維持策峰在使君方寸中
時閣臣騒然たり
黒田侯本日相模
邸に何事か飲み且歌し黒面を更
高き花瓶に一枝を挿み其の傍に
可なりと抱腕憤慨侯爵慰撫鎮静に
大解閣舎梅海子に呼び一盃を吹
とりけり

五月九日
朝日十時半七時半起頭宿酲氣
鬱然山縣侯書状并新詩来一
部を贈
久々所の一書を作り昨年大障碍
引債の励精を奮ひ今面目を大捷
お成の案為帝國増光輝す大抗く拍
手喝采
天機爾吹の学所に著仕に世拙著
高安一分吹年献上に俗情に於
寸志長に吉長房に吹き俗

〻以て奉頼候 都合ニ依テハ相願度如此ニ候
右迄 廿八年五月廿日 城下拝
山縣伯大人閣下 尚々
昨年ニ而暑気相催し 五條通松葉屋ニ罷在
裕衣を召ス来ル御書清和之夏衣を被為
十六日羽毛伯を訪談 話中 渉時を移す
然るに 伊東辨理大臣ゟ電報達して 伊
藤總理ゟ議長ニ来報 有之
只今伊東ゟ代治分ニ電報ゟ 昨夜十一時
過ニ批准交換相済同人ハ旅順ゟ向ゟ
帰航可仕旨報知有之候 手此事御座候

此旨申上度如此候
五月九日 博文
黒田議長殿
拝啓 過日家従出京之際 御手紙 御申遣
被為在 旧来疑義 御聞遣ハ 了解シ 謝
す
午後 桜井大臣を霊山ゟ三ケ別荘ニ
訪ひ時刻迄密語
夫ゟ中将を祇園社内之中村楼ニ訪ひ不
在ニ付
知恩院山門及本堂一覧 夫ゟ且ニ市中逍

反川村字向野見る
博覧会場入口
深水に川あり其瀧
べし掛ける織物
帝に奏し新生
陶器店
松食小的羽幕
川村高四位
白伊藤侯
訪ふ

[illegible]

引元[illegible]
返答[illegible]
供覧[illegible]
七月九日

[illegible]
[illegible]伯爵
[illegible]
[illegible]
[illegible]

電報ノ写

黒田議長殿　親展密

伊藤博文

明治廿八年五月九日午後四時四十分発

在露西公使発電三十九号

五月十日貴電ハ同日之ヲ露國政府ニ提出シ翌五日外務大臣ト面會シ閣下ノ訓令ヲ傳達セリ

同大臣ハ我回答ヲ以テ大ニ満足ヲ表シ且ツ曰ク在日本露國公使ヘ訓示シテ我政府ヘ歓喜ヲ陳述セシムベシト

余カ日本政府ハ他ノ条件ニ対シ邦土ノ報酬ヲ要求スルノ權利ヲ保有スルト述ヘタル時同大臣ハ異常ノ巨額ナラサルヿヲ望ミ且非常巨額ノ金ヲ清國ヘ負擔セシムルヿ困難ナル事實ノ所有トナラン事ヲ恐ルヽカ如シ

余ハ之ヘ應ヘテ此問題ハ日清間ニ於テ決定スヘキ事ナリト云ヒシニ

同大臣自己ノ考案ニテハ不時ノ議論ヲ喚起セサル為ヨヘ清國ト談判ヲ始ムル前ヘ金額ヲ定メ置クヲ以テ得策ナラントト思考スト

余ハ第二ノ條件ハ提出スルヿヲ避ケタリ余カ察スル所ニテハ

日本在留露公使より此事を閣下に言出すなうしと思へり
十月八日午後八時三十分　ペートルブルグ

東京外務省電信　十月九日午前四時三十分發

陸奥外務大臣　　林外務次官

露獨佛三國公使本省に来り日本政府の處置
其宜しきを得て一般の平和を得しむる賀する旨を
其政府より訓令を受けたりと云へり　右三公使の口上覚
書は郵便にて送るべし

此數種の内密書類を一度ずつ伯爵に見せ
向方にて数杯を傾け歓喜満腹今夕何多幸矣

養浩堂

なり　林八年来の獨酌の上為に不願徒勞もあり
ざるなり　午前酒酔て焼き捨つ　執筆せんとす
去て眠脳朦朧　夜形　面白き形又一瞬四時覚めず
遂に執筆　天の五時四時七分閉筆　細雨濃霧
樹外見水濃淡　なり

十月十日雨

午前曇　氣温　細雨　霧
陰陽　見　梅　天　氣候　吹　海東　執
筆　頭重　霧　眼昏朦　老境　北方
午後　雨　降　雨郷　大臣　宅　訪不在　来
北方　四天臣　寓　訪　吹　見郵　咽喉

養浩堂

まて影響甚しからハ初め來内外早く近寄る間まて
しるて來る吐露ず通り對面致したれ話す
影響大ハ之軍詢服させ此度の
如くハ海軍中將樺山資紀任海軍大將臺
灣總督被仰付
午後時より伊藤總理大臣初め各大臣黒田樞
密院議長を初め各樞密院顧問官一同大本
營に登營し一同二時頃
陛下出御あらせられ一同に親しく勅語を賜り入
御あらせられ而伊藤總理大臣ハ昨年六月征
清事件の發端より以來媾和條約批准等之
實模より至る上の沿革より現今二時三十分より五
時三十分より至るまて三時間の長演説を為し
終りて各大臣又ハ順次退營樞密顧問官ハ更に
一時間餘の協議をなし六時三十分頃に至り續
て退營せり
媾和條約を終り於り伊東全權辨理大臣ハ九
日午前十時旅順に着し直ちに歸朝の途に就き
たり。御幸町ニ谷鐵臣を訪 七十四歳 老健也 大八洲學會の愚の字を贈る
歸寓晩餐後一浴各安眠
十日 晴曇
往登坂黒田伯を訪 伯 牡丹之詩を示さる 又

清水懐古に詩を寄して伯之助す

樺山大将を訪ひ明年春に淡州の実を重
任を沙仰せ金澤に陽拉に移して第一の位し
引渡し二週間の期満し於人民に内地騒擾
任ぜ二年に満る進歩の自由を許し政府人
を本務の大務建白の移るものを指為す
所望を使せ一年に一年の為天皇陛下
の効力をべし中に軍事の覚悟なり行政
の敏速野蛮に任ず一切委任を
樺山寓宅金波楼に帰る昌平遂に作る

金波楼上送君行好向蓬瀛賦遠征大
將胸中方餘策東山烟雨笑談兵

樺山大将に於樺山に言密々批ず
平定後西園寺文部相を訪ひ戊辰以来を舊
平を談す且西園寺に洋行の話を聞く佛国
留学の法二年に十三年表ず内閣を洋
自由政治を書き為民間議院を国会開
設し議論堂流新部を新聞に演ず非常出君倉
故右府に心能を賜る
敬為に出書生上に賜る洋学教授を
羅めず今自由新学を瀛舶に

養浩堂

[illegible]伊藤[illegible]書記官[illegible]伊東[illegible]田[illegible]
洲行[illegible]十九年[illegible]京師[illegible]
[illegible]四年[illegible]郡鄉[illegible]
遠[illegible]佛國第二[illegible]郡鄉[illegible]伊藤[illegible]
[illegible]節[illegible]明[illegible]
談話中北島治房[illegible]東[illegible]
世[illegible]桓武帝千年遷都[illegible]祭[illegible]千[illegible]大
極殿[illegible]一日規模[illegible]
人[illegible]愧[illegible]梅森[illegible]桓武帝陵[illegible]
[illegible]世[illegible]山[illegible]坂[illegible]
平安城[illegible]天[illegible]祭典[illegible]帝陵

養浩堂

藤森[illegible]香花[illegible]供[illegible]
[illegible]桓武帝陵[illegible]拜[illegible]一首[illegible]賦置[illegible]余[illegible]
瞻仰千年桓武陵建都王業想中興祠官
須掌禁祭底事香花托野僧
東西市街家屋[illegible]
京都[illegible]家屋[illegible]白壁[illegible]塗[illegible]置[illegible]
焦[illegible]張[illegible]
京[illegible]風強[illegible]火[illegible]西東[illegible]風[illegible]
[illegible]
雨[illegible]

むかし高麗と朝鮮と戰ふ時高麗人橋兵を日本に
請し来りし所に沒礎礎帝と称し京都洛西
中に作り桂離宮両所多くあり其京師
尾張に多し炎上して中古尾張澤山に移
徙し地震して破壞し故也桂離宮近世
愛尾に移りたるなり
玉川橋と洛景一遍信大臣と都橋上眺望ある
洛景曰く蒲團着て宮殿やあり山々千古
し名言なるべしと余曰く三十三年前東山に樹樂
秀茂一尺一丈千年を主城を御定せり上田を
見るは將軍山より稲園七米知恩寺山の

九鬼博覧会副総裁高島中将等の秋園
社内中村楼にて樺山大将に送別宴を開く
[illegible]書状を[illegible]加藤[illegible]
内宅晩食は黒田白[illegible]伊東聯合艦隊長入
来[illegible]伊東中軍会議[illegible]
[illegible]威海衛攻撃[illegible]
述へ[illegible]大捷を奏せ[illegible]祝詞を
諾[illegible]事に実に将軍[illegible]感服せ[illegible]
黒田[illegible]一章[illegible]丁如昌[illegible]第又[illegible]望
[illegible]丁如昌を吊し且将軍[illegible]
[illegible]我将識[illegible]大第[illegible]卒[illegible]

伊東[illegible]威海[illegible]
[illegible]威海衛攻撃[illegible]
[illegible]黒田[illegible]攻撃[illegible]
丸[illegible]東[illegible]抱き[illegible]威[illegible]
[illegible]
伊藤[illegible]
[illegible]
天機[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]相光也四〻不宣

誠一郎

伊藤伯別〻

五月八日有感時事賦呈

春畝相公

斷行由来鬼神避兇機處變是英雄誰知

大局維持策唯在使君方中

[illegible]卿伯[illegible]河原所[illegible]宮内別邸[illegible]

十二日晴

午前眠覚者九鬼[illegible]使青山[illegible]逢別

[illegible]話[illegible]

谷鐵臣[illegible]振財[illegible]

[illegible]城流[illegible]姫傳[illegible]國[illegible]

[illegible]他[illegible]時[illegible]

園莞爾[illegible]表[illegible]

[illegible]擇[illegible]

[illegible]

[illegible]一會[illegible]

平田[illegible]助[illegible]

九鬼[illegible]中村[illegible]送[illegible]文[illegible]潤[illegible]且[illegible]

[illegible]

午前到島[illegible]訪不在[illegible]芳川[illegible]法[illegible]訪藤田[illegible]

三部伊集院兼常談話中ニ曰ク出田ニ話ス日ク入
手ニ儲金土蔵ニ空ク不置流通得ル出来ル
話ス日本全国ノ沿岸ニ一格船并ニ輸出ス所ノ銀
貨ヲ一二億両ノ銀貨ニ口ヲ言ヘル所ノ
ヲ実際ノ影響ヲ来ス
実世刻議長ト田原屋ト新心野相内閣ヲ駐箚
格ヲ閲シ小倉警視ト傳ヲ吟ス所ノ
食ニ紀ス事ヲ稀ニ談話伊藤侯爵ト事務
遷延シ所ノ実ニ新聞ニ載ス所ノ
料ヲ事ヲ聖ノ聖ノ乗生ス
芳川内閣ノ封書一部ヲ贈ル

午後清遠信ヲ出ス書状ヲ
受ク第一信ヲ謝ス陸奥遠夫ヲ西村ヲ
訪ス帰ル御ノ旧草庵ヲ見ル印帝ノ料
理一首
南船北馬なほ北海白首重遊四草庵尚剰
川前水竹立南窓笑見濤弾書
訪ラシ来ル深谷ノ秋ヲ
廿日ニ
十七
夫島先生ノ
午坂田氏ノ樺山伯爵送別会ヲ製作ス
九鬼侯爵ノ初ノ海軍ナ方少ク

十時ニ結ヒ我國社稷中村橋ヲ行ヒ御時刻
早シ社前華表ニ倚テ皇山ヲ眺ム皇山初議長ニ選ハル
聖山ヲ眺ム俯仰日清戰爭ノハノウテ思フ中村橋ハ
俄ニ感慨ヲ生ス次ニ大人ニ來會ス
樺山大將送別諸員出席者内閣ヨリ伊藤
從理大臣樺大藏大臣西鄕海陸大臣海軍
信大臣野村内務大臣東久世樞密院副議長
川村仁禮高島真木陸海軍中將高島佐木
福岡河瀨尾崎田川大鳥佐野樞密顧問官
博覽會副總裁宮内負宮島誠郎氏等ニテ
歸朝セラル伊東聯合艦隊長モ出席セラレ盛會

ナリ予ハ送別文ヲ朗讀スル如シ
窓歳 王師ノ疆ヲ出ツルヤ樺山將軍海軍軍令部
長ト為リ我海軍ヲ鼓舞シテ國威ヲ四海ニ震動
セリ國人誰カ將軍ノ功勞ヲ感賞セサルモノアランヤ今
ヤ日清西國媾和約成ル我カ
聖神武ニ
天皇陛下新ニ詔命ヲ下シ將軍ニ授ルニ大將ノ位
ヲ以テセラレ更ニ臺灣ヲ總督セシメラル
皇威聖德ノ覃ル所臺民ヲシテ王化ニ浴シム素ヨリ論
ヲ待タス將軍ノ任ヤ大ナリト云フヘシ抑臺灣ノ
皇國ニ於ケル其關係一朝一夕ノ故ニ非ス維新ノ

初メニ當リ將軍親シク其地ヲ履ミ其情ニ熟ス今
此一大島國新タニ我 王土ニ歸シ將軍ノ治績
ヲ待ツアル所以ノ者蓋シ偶然ニ非ス嗚呼
皇祖以來國家如此ノ隆運未タ曾テ之アラサルナリ
將軍行ヶ將軍ノ忠武ヲ忠武耀シテ
天恩ニ報スルモノ其レ此ニ在ラン乎其レ此ニ在ラン乎敬
シテ一太白ヲ舉ヶ將軍ノ南征ヲ祝シ并テ將軍
ノ健康ヲ祈ル
明治廿八年五月十二日送別諸員一同再拜
右餞送ノ辭や樺山將軍ニ捧ケ一日敬禮シ鄭
寧ニ篤ク答辭ヲ乞フ不肖短才過稱ニ文

身ヲ餞ル怨痛ヲ惟一片ノ誠心ヲ捧ケテ國家ニ
謁ス其及ハサル處ハ諸員ノ補助ヲ請フ云々
去ル宮島氏ノ詩ヲ朗吟セリ

送樺山將軍拜總督命赴臺灣

金波樓上送君行好向臺灣賜遠征大將胸
中有餘策東山烟雨笑談兵
歐亞相呼使一間南門鎖鑰是臺灣從今
不復論生熟遍布 皇威化西蠻

誠一郎再拜

二首朗吟ノ後伊藤侯理ヲ馬關談判ノ
事跡ニ渉リ一場感慨ヲ作シ吟シ畢ル

事いまの最も時事有感に堪へず首相よ
贈りし和作を聯作す
長風萬里節旌歸訂約程看羽檄飛
遼熊雲烟色何兆箇中消息是天機
斷行東来鬼神避人機虜變英雄術
知大局維持策惟在使君方寸中
考り潤城三蓋を明かしの場所酒徒の
孫子有潤桂園の春雪を舞ふ友深の旗を
立て舞初め君自ら歌
此夜記憶すべき事二件あり
樺山子爵起て、戦前の事を曰く今多くの

英兄を伴つて國の元老といひ交際すること
野村内務大臣いと久々愛吏八月十八日に愛七
郷西下官位出仕奮ふ事桂小五郎野村和作
毋人上彩本陳高倉通本願寺學寮に招申
宮ゆえ三條殿の精忠正義に出ずる沙汰
の遺書に長州藩の取扱ひ実に沈黙仍て上彩
公に官位出仕職に就任建議を郡政紊
弊に乗じ自分すると三條市長所酒屋樣
陳述して公家に出る和作氏に現行に内務大臣
の當時に事中いと言ふ又思ひのあり此の長
論を聞く賢愚を三年出来上彩家に出ずるを人

養蚕陣屋久坂玄瑞中村九郎根来泰輔村田源吉三郎市来四郎久留米藩中村九郎根来泰輔村形家を訪ふて四郎を面会せんと人皆地部し獨り南面して生徒を教ふるあり野村と我輩人あり物を教らずして久留米藩士と偶然邂逅し互に人を長崎に送り藩侯を説く藩侯の北変を待んとす不思議なり且日い黒田議長と同居する赤屋敷生花い繁茂し

翌朝野村と傍休する宅に西郷大臣傍文在りて執事隊を保証せしめ彼の勤也一高り言あべし

翌日教会士時頃より川村伯世楼に寓宿せり

夕時原田家に集話三隅橋を過て西高宗牧場澤山主屋あり直に黒田伯を贈る

十三日時

新黒崎より方向を決す議長と陸合後直ちに午後二時五十分汽車にて西宗金大坂に到り税所と一会せんとす来り生徒を人数宿の勘定を為す

しかる沿動を義布し毎戸国旗を立て祝意を表す当都紀元節夜間花火心を心なりすしかる小倉を発して風山に到る紀元を見る事

又山鼻に乗船して嵯峨に風雨
きあ許り仍て鴨川を遡り山鼻より出て葛野郡
桂の里に山臨水河魚芋汁招聘て試み懐懐
清爽なり宿に三十三斗米し野菜を供
一入的翠比叡峯を田畝一年を村
に対僧堂を眺め下賀茂の社に参詣し
賞神前に詩を題し拝殿に拝謁し山城遷都以前に
書論を想像したり明日は十里の葵祭に催す
と言へり
二日晴雨黒雲儀長に已に出発仙遊に就く
七條停車場にて西京平田書記官に偶会せり

黒雲より税所氏の供に逢ひ彼此の雨に
して大坂行きの中を告げ後来相逢へり黒雲
仙と東行自分は大坂に西行す此日暑氣如
蒸霧微雨蒙蒙弱を西風に吹き梅雨の
如き大坂に到り遊楽場に烟花を見て直に
業業業業遂に暑氣在眼中四時迄梅雨傳
車場到着直に人力を雇ひ北に動地を通過し北演
旅人宿事場に着し税所に面会せり
果高島氏来り東京の事を問ふ
仍て投宿晩飯乃ち湯いたし西仙氏に買心樽
山送致し詩を書す彩西京市屋の金波楼に

信を郵して樺山に出発部署を定め就寝

十四日

朝起食事の後梅雨を冒す

高島中將昨日相模に仕舞蒸氣を乘廻し到着す

寺内書記官の招に応じ相山に赴き相共に高島屋に電報を発し

京都金沢橋より上陸の途に向ふ樺山並高島中佐と大山中佐金州より揚げ廣島

に樺山と同舟し都合五人

午後樺山と同舟し都合五人

京都中村楊樺山送別の詩文を大阪新聞社に

養浩堂

記載あり送別の詩文を新聞紙に掲載

午後大阪城に西南の影を面白く眺め砲

兵工廠迄遠望し工廠を組織し大第

藏を跡に建立せり城南の城東に徳兵衛あり

鎮臺兵営新築

高津宮に仁德帝を祭る高海に高き屋根

及れの煙立つ民の竈にぞ賑ひにけるの歌を思ひ

午後上陸し浪花を眺望す夕陽影裡に

樓閣を囲む烟筒突立し形況

又京東橋見に景あり殺伐なる浪花

養浩堂

[illegible]

官幣大社生魂の拝殿

四天王寺の東門の西方に五重塔[illegible]

聖徳太子建立の寺[illegible]

[illegible]

道路播磨[illegible]

[illegible]

天[illegible]

[illegible]

一落晩餐[illegible]

十七日晴

一勅旨を輔理大臣伊東巳代治氏清国廿三日[illegible]

京都七條停車場より宮内省出迎の馬車の乗[illegible]

批准の奏書を捧呈大本営に参[illegible]

廿日十三尤の詔勅を頒布[illegible]

詔勅

朕嚮に清国皇帝の請に依り全権辯理大臣の命を其

簡流の所の使臣と會商し両国講和の條約を訂結せり

然れとも露西亜獨逸両帝国及法朗西共和国の政府は

日本帝国か遼東半島の壊地を永久の所領とするを以

て東洋永遠の平和を利アラスト為に交く朕か政府と

懲忿スルニ其地域ノ保有ヲ永久ニスル勿ランコトヲ以シタリ

顧フニ朕カ平和ヲ眷ヨタルヲ以テシテ竟ニ清國ト兵ヲ交ルニ至リシモノ洵ニ東洋ノ平和ヲシテ永遠ニ鞏固ナラシメントスルノ目的ニ外ナラス而シテ三國政府ノ友誼ヲ以テ切偲スル所其意亦茲ニ存ス朕平和ノ為メニ計ル素ヨリ之ヲ容ルニ吝ナラサルノミナラス更ニ事端ヲ滋シ時局ヲ艱シ治平ノ回復ヲ遅滞セシヲ以テ民生ノ疾苦ヲ釀シ國運ノ伸張ヲ沮ムハ真ニ朕カ意ニ非ス且清國ハ講和條約ノ訂結ニ依リ既ニ渝盟ヲ悔ヒンノ誠ヲ致シ我カ交戰ノ理由及目的ヲシテ天下ニ炳然タラシムル今ニ於テ大局ニ顧ミ寛洪以テ事ヲ處スルモ帝國ノ光榮ト威嚴トニ於テ毀損スル所アル見ス朕乃チ友邦ノ忠言ヲ容レ朕カ政府ニ命シテ三國政府ニ照覆スルニ其意ヲ以テセシメタリ若シ夫レ半島境地ノ還附ニ關スル一切ノ措置ハ朕特ニ政府ヲシテ清國政府ト商定スル所アラシメントス今ヤ講和條約既ニ批准交換ヲ了レ兩國ノ和親益々復タ局外ノ列國亦斯ク交誼ノ厚カラシムル能ハ朕カ意ヲ體シ深ク時勢ノ大局ニ視徽ヲ慎ミ漸ク戒メ邦家ノ大計ヲ誤ルコトナキヲ期セヨ

御名御璽

明治二十八年五月十日

内閣総理大臣　伯爵伊藤博文
陸軍　大臣　伯爵山縣有朋
大蔵　大臣　伯爵松方正義
海軍　大臣　伯爵西郷従道
農商務大臣　子爵樺太武揚
外務　大臣　子爵陸奥宗光
逓信　大臣　渡邊國武
司法　大臣　若川顯正
文部　大臣　侯爵西園寺公望
内務　大臣　子爵野村靖

右詔勅ノ外、四月十七日両国全權ノ記名調印ノ備和條約

ノ十一ヶ條及別約ノ三ヶ條及議定書ノ三ヶ條ハ略ス

[illegible]造幣局ヲ觀ル尚長崎門司澄川清治ヲ[illegible]ス[illegible]ハ從觀ヲ指許ス前尚長遠藤謹助ヲ[illegible]種鑄成印ヲ[illegible]ト[illegible]銀塊[illegible]解ヲ[illegible]銀板伸張圓形切抜量目撿査極印未定ヲ處ヲ詳細ニ説明一覧セシム

帰舎ヲ時ヲ[illegible]車ヲ高島司行篠崎[illegible]
未川久敬同車ヲ奈良行此ノ時山城河内大和摂津ヲ流山車中ヲ[illegible]指顧[illegible]ノ數士[illegible]ヲ奈良ヲ[illegible]ヲ人車ヲ相山ヲ稅所[illegible]ノ稅和[illegible]

所謂大吉山是也風雅幽靜林木こゝに茂り
異しき物うち茂りたる袖飯を傳へ聲の
高き物難し甘蔗を割て酒を極め月夜上
の古廟古畫なるかの人もしらぬ彫刻せめて大八
寸賜物の唐長安の佛花鳥かも彫刻の
七物を軸物なるもて二物賜物大きなる者
山を經て平城に至る遠き御蓋山春日山
奈良なる大佛寺の伽藍を眺め石頭の吟懷
懷抱を慰す夜更て月
多い夜明方大吉山房の窓の水鶏こゝかゝ
鳴き物年を忘れ月光三笠山の山を出

安信中納言千年の昔を偲ひ一夢
興を添ふ誠に此奇遇賜物の
物の物悲を聞ん

十六日晴

告天子の聲を聞き覺む朝曙高く出つ昨夜の
雨霧高き所を詩を作る告天子を賦
す

居れば靜境砂禪機山不大高庵不倒一端
清溪流繞檻枕邊聽水鶏啼
小翼高飛轉可憐南都來訴舊蹤邊田間
久養凌霄志妙自清晨啄告天

二月五日、主人、大八を贈る。神護景雲
時代、唐代、書法、欽仰すべし
知食、故、古跡を尋ねて川前を池堤中の山あり。
即、古帝陵、神皇皇后、境墓、西の方の有り。
今、有り、奈良、帝都、石塔、林立、聖武帝、光明皇后
陵墓、東の方、東大寺、伽藍、正倉院
を相繋ぎ、古代、校倉、樹下、往来すべし。
四十、温室、防ぐ、ことを、比、殿庫、有り、彩畫、書、瓦
を望むべし。有り、大佛殿、観、聖武帝、行基、
鞠、偉業、手、数、十、南大門、観、其、造構、
偉然、聖武帝、時代、門、大仏、工、運慶、作、

有り、大鐘、到、一休息、流汗、収む、粉粧、
既、試む、煩悩、頓消す、昔、此、寺、此鐘、連呼
す、奈良、都中、銅釜、なる、始まる、言ふ、俚言、有り、
武帝、天平、鑄造、大鐘、鐘、高、一丈三尺
六寸、口径、九尺、一寸、厚、八寸、胴、廻り、二丈七尺、熟銅
五萬二千六百八十斤、なり、此、東、三月堂、二月堂、
三月堂、今、法華堂、称す、天平五年、良辯、創建
以来、千百、年、改造、加へず、東大寺、第一、古建築
なり、本尊、三月、八臂、不空、羂索、観音、堂、北面
に、執金剛神、立像、一、白塑像、和仏、一、此、世人、の
尺、許、堂、安置、皆、技、精、工、世、美術

五輪の模範なるべきものしるべし　八幡の像不動尊　金剛
神体なり　一見前面梵天帝釋の二像乾漆造り布
漆にて造りたるなり　中に空虚（うつぼ）にして執金剛神いと
大きあり　此類なき霊宝なり　良辯僧正の筆なり
寿永の天慶年間平將門が謀叛せし時東大寺の
僧侶此神を祈り霊験ありしとなり　十三月堂に建築風
に一見非凡を見るべし
二月堂観音　山上に安置　清水寺なり　一度火
災に罹りしなり
白山神社　若宮　仁徳天皇　大宮三殿　中央應神天
皇　右玉依姫　左仲哀天皇　神功皇后合殿　菊然天平

勝寶元年神託に因て豊前國宇佐八幡宮を平
城宮城の南梨原に迎へ奉り建長二年今の地に祭鎮
す　社前の石燈は建長二年の造なり　此代の菅家
此家ねさるもあるべしなり
の手向　此社の辺りなる山なみの錦神のまく
社なり　因て武内公の應神帝を抱き奉りて西像
を求む　又社前に寶物を置かれし風雅なり　古代の物あり
多分古代の物面数多あり　若宮に仁徳帝を
安置す　此若宮に代る論語千字文を百濟王仁
博士献上せし　此若宮に代る難波の菟道宮
殿　人民を接す　高き風なれども

煙うこめる御社あり（せらりとして）一入の感仰せら
れる事、世に春日神社を拝す、若草山を
若草山と云、山の麓より御入り、登山し景色
其儘の三笠山、南山木蔭茂りて深閑
きえ、一見人をして仰瞻敬拝せしむ、即ち春
日山の大宮を官幣大社、春日神、四社あり、石
壇を築き長廊を設け、鉄柵を以て囲う、敬を知らす
所なり、瀧の第一殿、武甕槌神（たけみかづち）、経津主神（ふつぬし）、
四殿は姫大神（比売神）、今より千百七十年神護景雲
二年鎮坐あり、楼門は南面、先つ本殿四神

春日社
所祭武甕槌之命
神護景雲二年
十月九日常陸国
鹿島より経津主
神、同年十月香国より
移り、天児屋根命、二神を先ち孝徳天皇四年十月中日河内国牡岡より移り
四神鎮座の山を三笠山と云

前の如く柏を三拝、此神社は伊勢神宮を則り
慶長十七年、故二十一年目毎に改造、新造
を称す、大宮は西廻廊内、数種の饌物を陳列
す、神器は平家の鎧、識及ぶ所あり、源義
家義経、藤原秀衡、献納の甲冑、実に目を驚す
所なり、大将具足、義家義経、平宗盛、緋威
の金飾、実に荘厳を極めたり、只、正盛
鎧は河内守にて黄金、鏡、ならびに黄金、鏡、ならびに
質素の拵、位清家、二男、京春社に初
官して、安芸国守、細威鎧の図を示
さるる事、実に多年賞翫す所若

宮の条件西の神社を中に拍手する白
神も仰ぎあるべしと思いて春日宮所
祭天押雲命なり一條天皇長保元年に出現
徳天皇長承四年四月此處に鎮座す
春日社境内も燈籠林立神鹿群集す
一に鳥居より東北に原と称する飛火野あり野守
池の流あり此より北の道は奈良の都の時分の京極大
路なり又西に通路三條通りなり
南大門前の北に十三間毎年二月七日より十三日まで七間
能楽の催あり春日神事薪能と申す松明を献
み篝火を焼て舞ふなり前に申したる如く南大門に仁王像

雲慶に鎌倉初時代に佛師なり南大門創
立時立る年紀を造て作り此方に立る神像
彫刻無比なり知今に作り如き稀なる
事社前南隅の菊水に大底料理なり税和の
楽内に山楊を経て春日の南方を眺むるに
金剛山風光南の走て葛城長谷塔峯芳野山等
遠望歌枕なる数千多遠て神武帝陵橿原の舊都
模形なるなり　税和の清流を入て世家に出る
手水清事なり法隆寺の条に奈良第一の霊
伽藍なり推古帝の創建なり大子に建立の聖武
帝より百三年年代前に初て日本第一の巻證

供する者なり欽明帝の時百濟新羅高麗皆我
が日本の屬国なり百濟より日本に渡り佛像經論
を献じ醫ト暦算等を傳へ新羅高麗の時も我が屬国なり
三韓より輸入せり新羅高麗の時も我が屬国なり時に王
師を送りて征伐せしめ欽明帝崩御大臣蘇我稲目
も薨ず敏達帝即位蘇我馬子大臣と為り物部連
佛像を廢らし来り馬子大臣と謀議加へ遂に佛
法滋漫敏達崩御用明帝即位穴穂部皇子
馬子專横甚敏皇子穴穂部皇子即位崇
峻帝と称せり馬子此天皇を弑し皇后即位推古
帝と称せり此皇子の子なれて聰明世に
聖德太子と称し奉り此太子推古帝と皇后なり時に三十八
歳なり皇子なり推古帝を輔けて冠位十二階を定め憲法十七
條を撰み朝禮を改制し難波に宮殿を大に造り
開通せり此時天下に詔して佛寺を興し佛教を興隆し大
法興寺を起す百濟國より佛を奉ず又漢
學儒道の教を奉ず渡来せり大禮妹子を隋
朝に遣はされたりと此時なり此帝皇子の勅なり天
皇紀國紀等を撰定せしめ大旨隋の制度を取
りて官職を定め冠位を距ること一千三百年以前隋
煬帝に謁せ奉りて我が新羅を隋に法隆寺を
造南都七大寺中第一の古刹なり世に仁王門

五重塔金堂は最も依拠とす大学寮の羅生
金堂に白面釈迦三尊左に薬師阿弥陀右に天竺
天竺鞍作鳥佛師作り甚だ甚だ四方に雁塞画の為の
之農り入朝し画工に筆を黒毛和牛の雑識
五重の塔下段四方西面南面阿弥陀三尊東面文殊大士
弾名居士西面茶毘の棺北面涅槃仏の鳥佛士の主
を以て作りし像を皆当時の制作なり
太子堂中聖徳太子摂政東宮に坐像を安置し像を傳
燭を照らして拝観せむ又太子誕生の宮殿を
舎利形塔に安置せり最も深く感覚をしく蘇
我馬子の佛畫大禮姉子の佛畫を彼書雑

せるも千三百年前に著色顆粒中に人物花鳥の識
る実の実重を何人か陸奥に古人は吐の刻り
は此は此は此は此は花の芳野山に演舞しを
思心生て此は此は此は此は此は
なりし弟子後の時乃ち大和の法隆寺を家
子常住の斑鳩宮に傍に八角三堂を造り夢殿名付
ら出て大子伝五世に傳画の寺院峰殿人住観音
浮税の物り無き法隆寺に傳事城刻り東西
本別に余は大坂の西心寺桐山に西北
黄昏大坂着北演に事崎に刻れし高島を表
に遊に白樺山に吟る神に副荘

移りたる来れるを乗りて流汗を洗し晩餐
を終て風雨を冒して大坂を發す打出の磐郎山雲霧
に隠れ殆ど雨降るべし昨日大坂に平和祝捷屠蘇
を振る舞ひ江戸にて烟火を揚げしと云ふ
十時頃着神戸に入り車を山上に引出を乗り
渺々茫茫たる海を眺て人寂寞の境に陶然休
息

十七日雨

朝七時起床雨降り来る高砂橋上より海を松島
縮景園を望む烟雨蒙々殺風景雨を冒
て出発し大なる神社建立先年習

きたりて確答あり夫より蘭門に飲餐を喫し
に詩を唱ひ白瀧車西に去れば陸行して水師濠
移島安正仏神戸に数日を経て高島山上
の樟山に到る市内東京に先行せしめ兼
茂程黄昏京都に着す夫より旅籠屋に
宿人に案内を頼み心斎橋仁右衛門を求め七條傳
車前に松川屋に晩餐又海を渡りて瀧車
に移り十時半分神戸より瀧車第中第五
車瀬田宇治川を過ぎ未明に車窓を開
けば九方の峰此立せり此日霧しくして江州膳所
山等の人駅あり関原に報す又一鰹

十八日晴方風

天明大垣に着す一時間停車雑煮を買ひ
朝食を喫す洲に股に大河を渡り西北を眺望
信濃望の峰を過ぎ山越伏遠嶺を望む壮観
湯智せり名古屋に又数多の停車大府に
国宅に電信を発す新柏に海中挺拔瀧車
沙乃を出づ今まで海龍の如く濤を乗じて
一飲宇津谷を過ぎ焼津に着す二時二十分から八時間三十分八四百九十四間多の
国に食を辞し夏味村を買ひ湯を賜ふ今
日に壮快金谷より大堰川向に遠山を望む
に遠山を望む一点に雪晴を見る

みて立ち出で薩埵峠に到る海に佳境に入る実に
絶景呼吸岩渕の如し不覚絶倒最終天晴
大景を掬み尽す海面一望池の裁出す所竹島
富士を渡り清津に出る敷地を流車二分程
盛んの蒸気を起す左面側面の
富士を望む相模灘西伊豆麓身延山
東箱根足柄山を眺望し太郎右衛門
千歳丸を捜索と呼び夕陽富士を南峯
没せし流車奔馳敷地を過ぐ已に沈
みし紅輪童日を出て又
美景を照す一瞬百の咲を孔やり

疑ふ中の奇景何と言ん山を大工造化の
と言ふ山の別日出を落る日始終没す此
出出の溪水清流人家の風景清雅七
箇の邑を過ぎ出て設思的思暗殺書相を
し山北停車場を有名の駅を買山家を
舞の新宅九時過ぎ新橋の着午前六時三
着一昨四日一日間宅群児安泰前例
と比較不堪を笑す
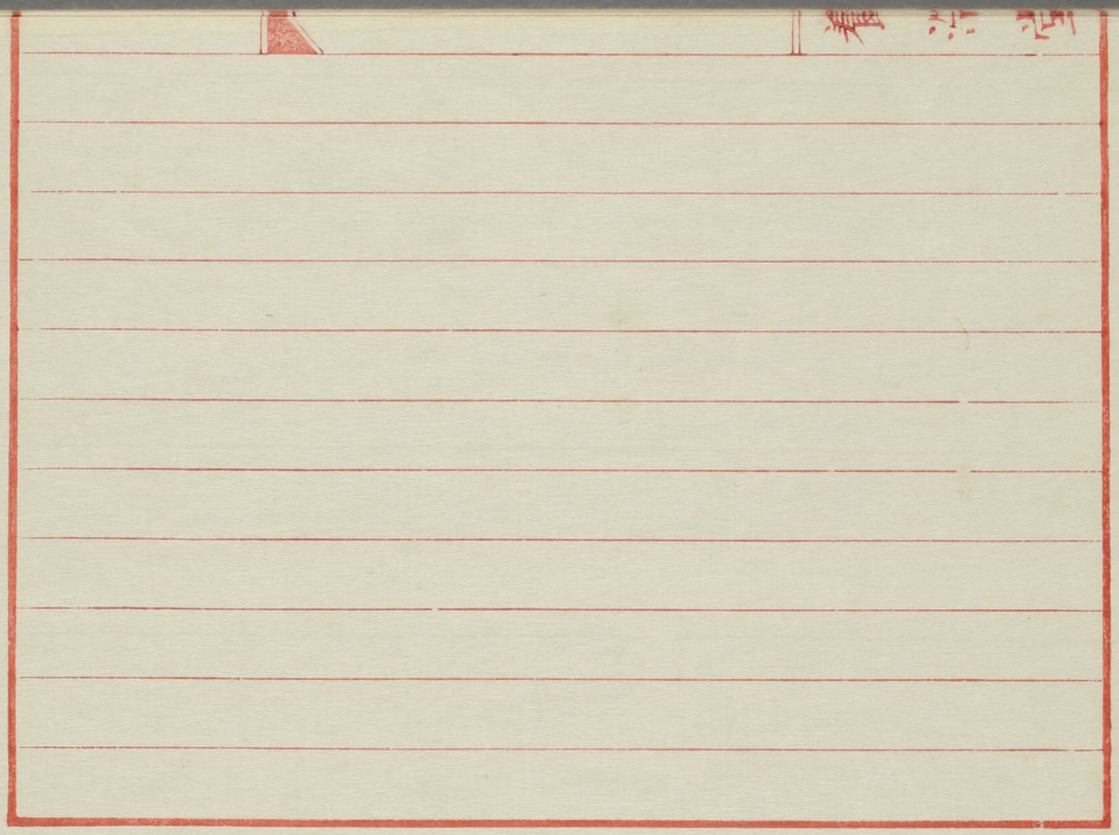
明治廿八年六月二日養浩堂新書
宗為閑人